

建設緑政事業安全衛生連絡調整会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 建設緑政局及び各区役所道路公園センター職員の安全衛生に係る情報の共有及び連携強化により、安全衛生の向上を図るため、建設緑政事業安全衛生連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- （2）職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- （3）労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- （4）前3号に定めるもののほか、職員の危険、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

（組織）

第3条 連絡調整会議は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は各1名を置き、委員長には、建設緑政局総務部長をもって充て、副委員長には、委員の互選により川崎市職員労働組合の組合員である委員の中から定める。

3 前条に定める委員以外の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設緑政局総務部庶務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

委員	建設緑政局職員安全衛生委員会副委員長
	建設緑政局総務部庶務課長
	川崎区役所道路公園センター担当課長〔管理〕
	幸区役所道路公園センター担当課長〔管理〕
	中原区役所道路公園センター担当課長〔管理〕
	高津区役所道路公園センター担当課長〔管理〕
	宮前区役所道路公園センター担当課長〔管理〕
	多摩区役所道路公園センター担当課長〔管理〕
	麻生区役所道路公園センター担当課長〔管理〕
	各区役所道路公園センター安全衛生委員会の委員を務める 川崎市職員労働組合の組合員

備考

この表に定める委員のうち、川崎市職員労働組合の組合員は、各区役所道路公園センターにおいて各1名を選出するものとする。